

農業遺産認定等活動支援事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日農林部長決裁

令和4年11月22日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、伝統的な農法等を農業遺産として次代に引き継いでいくため、世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けた地域又は世界農業遺産若しくは日本農業遺産に認定された地域の協議会が行う農業遺産認定等活動支援事業実施要領(以下「要領」という。)に基づく事業の経費について、予算の範囲内において協議会に補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとし、交付の対象となる期間は、補助金の交付の決定があった年度の4月1日から3月20日までとする。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度知事が別に定める。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の承認手続)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更(第2項に定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第1項の軽微な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があった時は、補助事業の遂行の状況について、当該要求にかかわる事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告書の提出期限)

第9条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の廃止又は事業年度完了の場合を含む。)後30日以内又は3月20日のいずれか早い日とする。

(確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の規定による補助金交付額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(交付金の支払い)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、様式第6号の補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

なお、補助金の支払方法については、知事が補助事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、概算払ができるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は令和4年11月22日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にされている規則第4条第1項の申請については、なお従前の例による。

別表（第2条、第6条関係）

対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
<p>農業遺産認定等活動支援事業に要する次の経費とする。</p> <p>1 伝統的農法の維持・保全に係る取組 要領別表の1の取組に要する経費</p> <p>2 広報・PR活動 要領別表の2の取組に要する経費</p> <p>3 普及・啓発活動 要領別表の3の取組に要する経費</p> <p>4 その他 要領別表の4の取組に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内 (上限50万円)</p>	<p>経費の欄に掲げる項目ごとに事業費の30%を超える増減</p>	<p>事業内容の新設又は廃止</p>

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

（あて先）
埼玉県知事

申請者
代表者氏名

年度農業遺産認定等活動支援事業費補助金交付申請書

下記により、年度農業遺産認定等活動支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 伝統的農法の維持・保全に係る取組

項 目	実 施 内 容

(2) 広報・PR活動

項 目	実 施 内 容

(3) 普及・啓発活動

項 目	実 施 内 容

(4) その他

項 目	実 施 内 容

4 経費の配分

区 分	総事業費	負担区分	
		県補助金	その他
(1) 伝統的農法の維持・保全に係る取組			
(2) 広報・PR活動			
(3) 普及・啓発活動			
(4) その他			
合 計			

5 事業完了予定年月日 (完了年月日)

年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

様

埼玉県知事

年度農業遺産認定等活動支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度農業遺産認定等活動支援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件

- (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)、農業遺産認定等活動支援事業実施要領及び農業遺産認定等活動支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、交付要綱第6条第2項に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示に従わなければならない。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

第 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申請者
代表者氏名

年度農業遺産認定等活動支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度農業遺産認定等活動支援事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更の内容

（以下、様式第1号又は第2号の記に準じて記載し、変更部分は2段書きとし、変更前を上段に括弧書きする。）

（あて先）
埼玉県知事

申請者
代表者氏名

年度農業遺産認定等活動支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度農業遺産認定等活動支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注）様式第1号又の記に準じて記入する。

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年度農業遺産認定等活動支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした 年度
農業遺産認定等活動支援事業費補助金については、 年 月 日付け 第
号で提出のあった実績報告書等に基づき金 円に確定したので、補助金等の交付手
続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定により、通知します。

第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
代表者氏名

年度農業遺産認定等活動支援事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）の通知を受けた
年度農業遺産認定等活動支援事業について、下記のとおり（概算払いにより）
請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

口座名義人(フリガナ)	
金融機関・支店名	
預金の種類	当座 ・ 普通
口座番号	